

商品概要説明書

成年後見支援貯金無利息型＜決済用＞

(2025 年 4 月 1 日現在)

商 品 名	・成年後見支援貯金無利息型＜決済用＞
ご利用いただける方	・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設における「指示書」の発行を受けた方。
期 間	・期間の定めはありません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・当 J A の口座開設店（所）でのみ、預入できます。 ・1 円以上 ・1 円単位
払戻方法 (1) 払戻方法 (2) 払戻金額 (3) その他	・当 J A の口座開設店（所）窓口でのみ、払戻しできます。 ・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。 ・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。 ・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。
利 息	・無利息となります。
手 数 料	・この貯金口座の開設、維持・管理にかかる費用として（定時自動送金または振替サービス「振込」を利用する場合を含みます。）。当 J A 所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）がかかります。
付加できる特約事項	・定期交付金の支払手段※として、定時自動送金または振替サービス「振込」の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。 ※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。
貯金保険制度 （公的制度）	・貯金保険制度により全額保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきま しては、当 J A 本支店（所）または信用部（電話：0 4 7 0 - 8 6 - 3 7 1 7）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など 苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、 苦情等の解決を図ります。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機 関を利用できます。上記当 J A 信用部または J A バンク相談所 にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、 第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能で す。 東京弁護士会紛争解決センター （電話：0 3 - 3 5 8 1 - 0 0 3 1） 第一東京弁護士会仲裁センター （電話：0 3 - 3 5 9 5 - 8 5 8 8） 第二東京弁護士会仲裁センター （電話：0 3 - 3 5 8 1 - 2 2 4 9） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下 「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様か らのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアク セスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレ ビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を 移管します。

	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	・ 1 人 1 口座とします。 ・ キャッシュカードは発行いたしません。 ・ A T M（現金自動貯払機）を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理する A T M を利用した入金と記帳のみ可能です。 ・ 当 J A の口座開設店（所）窓口でのお取り扱いに限定いたします。 ・ 通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 10 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A いすみ